

# 建設発生土を官・民で有効利用しましょう

## 1. 概要

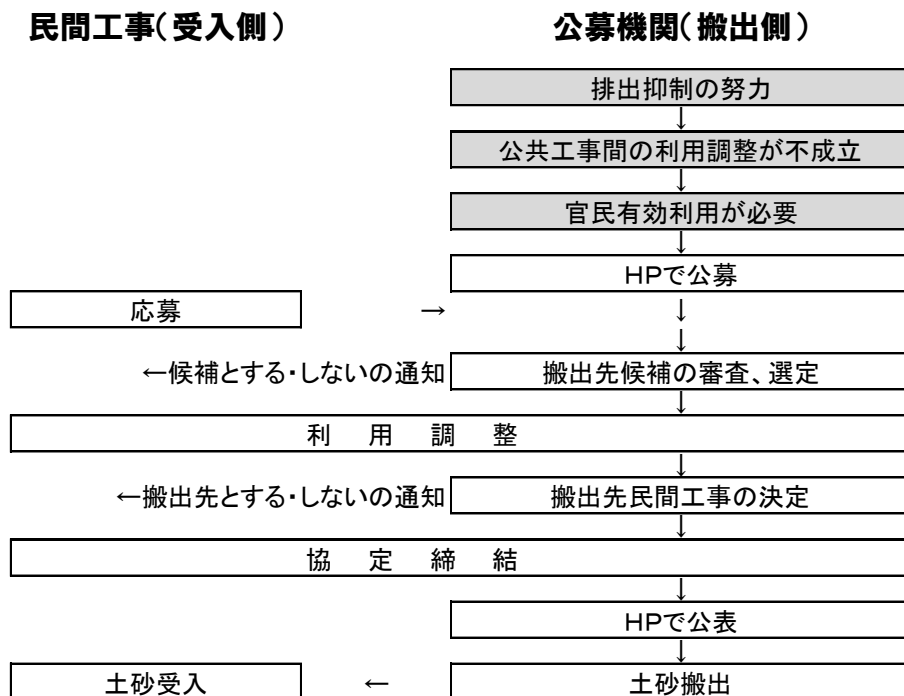
建設発生土は主に公共工事間で利用してきましたが、民間工事での有効利用（以下、「官民有効利用」という。）はあまり行われておりません。

国土交通省では、官民での発生土の相互有効利用を試行し、平成30年に「建設発生土官民有効利用マッチング運用マニュアル（案）」（以下、「国交省マニュアル」という。国交省HPに掲載）にまとめ、普及に努めています。

本県においても、以下のとおりホームページで受入側の民間工事を募り、官民有効利用が進むように準備をしております。

つきましては、官民有効利用の公募があった際には、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

## 2. 官民有効利用の手続き



※ この手続きフローは、あくまでも一般的な例であり、詳細は公募毎に検討されます。

### (1) 手続きの方法

- ・発注機関のホームページにおいて搬出先民間工事を公募します。
- ・応募資格を満たす応募者の中から、評価の高い順に利用調整を行い、搬出先を決定し、協定を締結します。
- ・搬出先を決定した場合は、ホームページで公表します。

### (2) 公募の条件など

- ・受入料は無料とし、搬出側が土質試験・積み込み・運搬費を負担します。
- ・受入側工事以外での土砂の使用や売却は禁じます。
- ・公募条件や評価基準は、個々の公募において設定します。

### (3) 応募資格など

- ・造成目的等がある民間工事（島根県土地利用調整会議、市町村の土地利用調整会議、建築確認申請等で確認）の事業者が応募できます。
- ・施工者（元請又は1次下請）は、島根県の入札参加資格を有する者とします。

## 3. その他

- ・公共工事間の利用ができない場合に、官民有効利用の公募を検討します。
- ・公募は、島根県ポータルサイトの次の場所に掲示する予定です。
  - トップ > 入札情報 > 入札公告（〇〇県土整備事務所）
  - トップ > 入札情報 > 入札公告（技術管理課）
- ・2の手続きは国交省マニュアルを基にしていますが、本県の官民有効利用においては、建設発生土情報交換システムへの登録は必要ありません。